8　ノヴィ・サド大学に対する語学学習用視聴覚機材の供与に関する日本国政府とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国議会連邦執行評議会との間の交換公文（千九百八十六年十一月五日書簡交換）

9　ベオグラード大学に対する語学学習用視聴覚機材の供与に関する日本国政府とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国議会連邦執行評議会との間の交換公文（千九百八十八年十一月二十一日書簡交換）

10　ベオグラード交響楽団に対する楽器の供与に関する日本国政府とユーゴースラヴィア連邦共和国政府との間の交換公文（二千二年七月二十二日書簡交換）

11　芸術大学演劇芸術学部に対する視聴覚機材の供与に関する日本国政府とセルビア・モンテネグロ閣僚評議会との間の交換公文（二千三年九月三日書簡交換）

12　ノヴィ・サド・セルビア国立劇場照明・音響機材整備計画に関する日本国政府とセルビア・モンテネグロ閣僚評議会との間の交換公文（二千六年三月三十日書簡交換）

13　ベオグラード国立劇場視聴覚機材整備計画に関する日本国政府とセルビア共和国政府との間の交換公文（二千七年六月二十八日書簡交換）

付表Ⅱ

1　日本国とユーゴースラヴィア連邦人民共和国との間の通商航海条約（千九百五十九年二月二十八日署名）

2　ユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国に対する円借款の供与に関する日本国政府とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国政府との間の交換公文（千九百六十六年七月三十日書簡交換）

3　ユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国に対する円借款の使用期間の延長に関する日本国政府とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国政府との間の交換公文（千九百六十八年九月二十八日書簡交換）

4　ユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国に対する円借款の供与に関する日本国政府とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国政府との間の交換公文（千九百七十二年七月十四日書簡交換）

5　債務救済措置に関する日本国政府とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国議会連邦執行評議会との間の二の交換公文（千九百八十五年三月二十日書簡交換）

6　債務救済措置に関する日本国政府とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国議会連邦執行評議会との間の二の交換公文（千九百八十五年十二月五日書簡交換）

7　債務救済措置に関する日本国政府とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国議会連邦執行評議会との間の二の交換公文（千九百八十七年三月二十日書簡交換）

8　債務救済措置に関する日本国政府とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国議会連邦執行評議会との間の二の交換公文（千九百八十七年九月十一日書簡交換）

9　債務救済措置に関する日本国政府とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国議会連邦執行評議会との間の二の交換公文（千九百八十九年三月一日書簡交換）

10　債務救済措置に関する日本国政府とセルビア・モンテネグロ閣僚評議会との間の二の交換公文（二千五年五月十一日書簡交換）

11　債務救済措置に関する日本国政府とセルビア共和国政府との間の二の交換公文（二千八年三月七日書簡交換）

12　技術協力に関する日本国政府とセルビア・モンテネグロ閣僚評議会との間の協定（二千五年十一月三十日署名）

13　科学技術の分野における協力に関する日本国政府とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国政府との間の協定（千九百八十一年五月二十二日署名）

14　日本国とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定（千九百六十八年三月十五日署名）

（コソボ共和国外務省から在コソボ日本国大使館宛て口上書）

Ref. DON 01/058/2015

（訳文）

コソボ共和国外務省は日本国大使館に敬意を表するとともに、二千十五年一月二十六日付けの大使館の口上書J. B. K. 03/2015号を受領したことを確認する光栄を有する。

外務省は、更に、前記の大使館の口上書に述べられた日本国政府の認識をコソボ共和国政府が共有することを確認する光栄を有する。

コソボ共和国外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十五年一月二十六日にプリシュティナで

○厚生労働省告示第三百二十二号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第２のＤに規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十九年十月六日　厚生労働大臣　加藤　勝信

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物

品種又は品目	名称	申請者
ホスホリパーゼ	ＰＲＦ株を利用して生産されたホスホリパーゼＣ	ＤＳＭ株式会社

○厚生労働省告示第三百二十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月六日　厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
欧州地域 アイスランド　アイルランド　アンドラ ウズベキスタン　英国　エストニア　オーストリア　オランダ　キプロス　キルギス　ジョージア　スイス　スペイン　スロベニア　タジキスタン　デンマーク　トルクメニスタン　ノルウェー　ハンガリー　フィンランド　ブルガリア　ベラルーシ　ベルギー　ポーランド　ポルトガル　マルタ　モルドバ　ラトビア　リトアニア　リヒテンシュタイン	欧州地域 アイスランド　アイルランド　アンドラ ウズベキスタン　エストニア　オーストリア　オランダ　キプロス　キルギス　ジョージア　スイス　スペイン　スロベニア　タジキスタン　デンマーク　トルクメニスタン　ノルウェー　ハンガリー　フィンランド　ブルガリア　ベラルーシ　ベルギー　ポーランド　ポルトガル　マルタ　モルドバ　ラトビア　リトアニア　リヒテンシュタイン

○厚生労働省告示第三百二十四号

雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準（平成二十六年厚生労働省告示第二百三十七号）等の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月六日　厚生労働大臣　加藤　勝信

（雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部改正）

第一条　雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。